

令和5年第2回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和5年6月9日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	5番 岩渕清幸	9番 鈴木吉信
2番 新井田順一	6番 松村亮	10番 田崎信二
3番 伊藤純	7番 伊藤昭一	11番 齋藤正志

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長	小林功	建設課長	横井伸也
副町長	矢部良一	みらい創生課長	天野美穂
総務課長	菊地淳一	保育所長	佐藤清子
出納室長	天野一保	教育長	神田順一
町民課長	杉原満	教育課長	新井田理恵
地域振興課 農林振興係長	山内健児	公民館長	田崎治
地域振興課 観光商工係長	土橋諭		

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋本千恵 主査 鈴木勝久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	報告第1号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第2	議案第47号	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号柳津町税 条例の一部を改正する条例）
日程第3	議案第48号	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号令和4年 度柳津町一般会計補正予算）

- 日程第 4 議案第 4 9 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号令和 5 年度柳津町一般会計補正予算）
- 日程第 5 議案第 5 0 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号令和 5 年度柳津町一般会計補正予算）
- 日程第 6 議案第 5 1 号 令和 5 年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第 5 2 号 令和 5 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 5 3 号 令和 5 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 5 4 号 令和 5 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 1 0 議案第 5 5 号 令和 5 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 1 議案第 5 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 2 報告第 2 号 専決処分の報告について（専決第 3 号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 1 3 報告第 3 号 専決処分の報告について（専決第 8 号福島県市町村総合事務組合規約の変更について）
- 日程第 1 4 報告第 4 号 令和 4 年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 5 議員の派遣について
- 追加日程第 1 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 2 議員提出議案第 2 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

議事に先立ちまして、先日の一般質問での発言に訂正がありますので、これを許します。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、私のほうから磯目議員の一般質問の再質問に対しまして、私が答弁した内容について修正をお願いしたいと思います。

ミライツナガル会議と振興計画審議会の委員の重複する人数を2名と説明しましたが、正しくは1名でありますので、修正をお願いしたいと思います。

○議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇

◇

◇

◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、磯目泰彦君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

それでは、報告いたします。

報告第1号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

令和5年第2回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第6号について、令和5年6月8日に教育長、教育課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

陳情第6号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出を求める陳情について」は、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議

長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上報告いたします。

令和5年6月9日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 磯 目 泰 彦

柳津町議会議長 齋 藤 正 志 殿

以上でございます。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の採択報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第2、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部改正を専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第47号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

まず、第34条の9第2項の改正につきましては、森林環境税の導入に伴い、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の改正に合わせ、所要の改正を行うものでございます。

次に、第36条の3の2の改正につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する内容の第2項を追加し、その他法律改正に伴う項ずれを反映する内容となっております。

次に、第38条の改正につきましては、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する内容であります。

次に、第41条の改正につきましては、個人町民税の納税通知書に記載すべき事項に森林環境税を追加するなどの内容となっております。

次に、第44条の改正につきましては、特別徴収の方法で徴収する給与所得について、個人町民税に森林環境税を含む旨を規定するなどの内容となっております。

3ページをお願いいたします。

第46条の改正につきましては、個人町民税の特別徴収について、法律施行規則に様式が新設されることに伴う改正となっております。

次に、第47条の改正につきましては、森林環境税の導入に伴い、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の改正に合わせ、所要の改正を行うものであります。

次に、第47条の2の改正につきましては、特別徴収の方法で徴収する公的年金について、個人町民税に森林環境税を含む旨を規定するなどの内容となっております。

次に、第47条の6の改正につきましては、森林環境税の導入に伴い、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の改正に合わせ、所要の改正を行うものであります。

次に、第48条及び第50条の改正につきましては、法人町民税について、法律施行規則に様式が新設されることに伴う改正となっております。

次に、第82条の改正につきましては、法律施行規則の改正に伴うものであり、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等について、令和5年7月から軽自動車税種別割の課税対象となることに伴う改正となっております。

次に、第98条及び101条の改正につきましては、たばこ税の申告納付について、法律施行規則に様式が新設されることに伴う改正となっております。

4 ページをお願いいたします。

附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例期間を令和9年度まで3年間延長するものであります。

次に、附則第10条の改正につきましては、法改正に伴う読替規定でございます。

次に、附則第10条の2及び第10条の3の改正につきましては、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置について特例の割合を定める規定を新設し、その他法律改正に伴う項ずれを反映する内容となっております。

5 ページをお願いいたします。

附則第15条の2の改正につきましては、法律改正に伴い、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の規定を削除するものです。

また、附則第15条の2の2につきましては、不正を行ったメーカーを軽自動車税環境性能割の納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を「100分の10」から「100分の35」に引き上げ、メーカー不正行為対策等を行う内容となっており、同条を附則第15条の2とするものでございます。

次に、附則第15条の6の改正につきましては、法律改正に伴い、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

次に、附則第16条の改正につきましては、軽自動車税種別割について、より環境性能の優れた車両の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を性能に応じて軽減する適用期限を令和8年3月31日まで延長する内容となっております。

6 ページをお願いいたします。

附則第16条の2の改正につきましては、附則第16条の改正に伴う規定の整備をし、不正を行ったメーカーを軽自動車税種別割の納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を「100分の10」から「100分の35」に引き上げ、メーカー不正行為対策等を行う内容となっております。

次に、附則第17条の2の改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例について、適用期限を令和8年度まで3年間延長する内容となっております。

次に、附則につきましては、第1条では施行期日を令和5年4月1日としておりますが、1号では、電動キックボード等が課税対象となる内容につきましては施行期日を令和5年7月1日としております。

次に、2号では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する内容につきましては施行期日を令和6年1月1日とし、第3号では、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する内容について施行期日を令和7年1月1日とするものでございます。

また、第2条から第4条につきましては、町民税及び固定資産税、軽自動車税に関して経過措置を定めているものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番

では、私のほうから要望ということで申し上げますけれども、今、総務課長から、るる説明がありましたが、中身を聞いておりますと、町民の皆さんの生活費に大きく関わってくることとなりますので、柳津町の広報等で分かりやすく、そんなに長々とは要らないでしょうから、具体的にお知らせする必要があるかと、このように思いますけれども、行政サービスとしては、それについてどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

議員おただしのおり、町民に関する部分もあります。関係ない部分もあろうかとは思いますが、そういった町民に関する部分については、特に周知をしてみたいと思っております。（「分かりました」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和4年度柳津町一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第48号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

専決第5号令和4年度柳津町一般会計補正予算であります。

今回の専決につきましては、以前の決算審査におきまして監査委員から予算現額と収入済額、支出済額の乖離が多く見られるということで、予算に反映するよう指摘がございましたので、補正をさせていただいたものでございます。

それでは、第1条では歳入歳出それぞれ5,677万7,000円を追加し、それぞれ42億3,912万6,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をさせていただいたものでございます。

13ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

こちらにつきましては、事業費の確定に伴いまして起債の借入額について補正をさせてい



ただいたものでございます。

広域消防負担金事業でございますが、補正後の額のみを申し上げます。補正前の額から30万円減額しまして640万円としております。

次に、消防施設整備事業では、290万円減額して5,330万円としております。

次に、防火水槽整備事業では、30万円減額して200万円としております。

大成沢・冨中地区水源・浄水場整備事業では、10万円減額して710万円としております。

町道五畳敷大成沢線整備事業では、60万円減額して1,040万円としております。

次のページに行きまして、温泉供給施設整備事業では、70万円減額して120万円。

会津柳津駅改修事業では、100万円減額して620万円。

トンネル修繕事業では、200万円減額して2,000万円。

地区集会所整備事業では、690万円減額して4,350万円。

町道竜蔵庵上村線整備事業では、960万円減額して4,930万円。

防火水槽整備事業では、280万円減額して1,230万円としております。

裏のページに行きまして、臨時財政対策ということで、5,000円減額して2,220万円としております。

合計でございますが、2,720万5,000円減額して3億9,460万円としております。

18ページをお願いいたします。

歳入でございます。

なお、歳入につきましては、額の確定による補正が主な内容となっております。

まず、地方譲与税、地方揮発油譲与税につきましては、114万4,000円の減でございます。

次に、地方譲与税、自動車重量譲与税については、98万2,000円の増額でございます。

次に、地方譲与税、森林環境譲与税については、325万8,000円の増となっております。

利子割交付金、利子割交付金については、8万3,000円の減でございます。

次のページに行きまして、配当割交付金、配当割交付金につきましては、18万4,000円の増であります。

株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金につきましては、23万6,000円の増でございます。

地方消費税交付金、地方消費税交付金につきましては、164万8,000円の増でございます。

環境性能割交付金、環境性能割交付金につきましては、8万2,000円の減となっております。

次のページに行きまして、法人事業税交付金、法人事業税交付金で48万6,000円の増でございます。

地方交付税、地方交付税で7,548万7,000円の増ということで、特交の増額分となっております。

次に、交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金で11万2,000円の減でございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金では、113万5,000円の増となっております。いずれも額の確定による増減のものでございます。

民生費国庫補助金、130万円の減につきましては、こちらも物価高騰等の給付金事業の補助金であります。額の確定による減でございます。

次のページに行きまして、財産収入、財産貸付収入、1万2,000円の増につきましては、所要増となっております。

財産収入、物品売払収入で119万7,000円の増であります。町民センターのマイクロバスとスクールバスの払下げに伴う増となっております。

寄附金、一般寄附金で200万円の所要増となっております。

次のページに行きまして、諸収入の雑入では7万8,000円でございますが、こちらも額の確定による増となっております。

次に、町債でございますが、衛生債で10万円の減、観光商工債で170万円の減、土木債で1,910万円の減、消防債で630万円の減、臨時財政対策債で5,000円の減、トータル2,720万5,000円の減ということで、こちらのほうは、先ほど地方債の補正で説明したとおり、事業費の確定により全ての項目で減額をさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費では231万円の減ということで、いずれも執行残により減額をしております。

文書広報費、60万8,000円の減でございますが、こちらは、コロナの影響によりまして区長連絡協議会等の事業ができなかったということで、不用残について減額をしております。

財政管理費、9,818万円の増であります。まず、需用費については所要減となっております。次に、積立金で9,825万8,000円の増であります。森林環境譲与税基金積立金325万8,000円の増につきましては、歳入のほうで額の確定により増額になった分を積立とするも

のでございます。減債基金積立金で9,500万円の増であります、減債基金につきましては、今後、起債の償還が増えてくる見込みでありますので、今回、積立てをするものでございます。

電算管理費については、財源補正となっております。

行財政改革推進費、7万7,000円の減、庁舎管理費で245万5,000円の減については、執行算により減額をしております。

次のページに行きまして、民生費、社会福祉総務費で130万円の減でございますが、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の分で事業費の確定による減となっております。

衛生費、環境衛生費、それから、商工費の商工振興費と観光費については、財源補正でございます。

次のページに行きまして、土木費でございます。道路新設改良費で963万円の減であります、こちらは、町道竜蔵庵上村線の改良工事竣工による予算残分を減額しております。

次に、土木費の公営住宅整備等事業費、1,977万9,000円の減であります、こちらは、柳ヶ丘集会所の竣工に伴いそれぞれ残額分を減額しております。

次に、消防費、非常備消防費、93万6,000円の減につきましては、不用残分について減額をしております。

次に、消防施設費で466万円の減につきましては、防火水槽と消火栓の設置、改良工事について予算残分を減額しております。

広域消防費については、財源補正でございます。

次のページに行きまして、教育費の事務局費についても、財源補正となっております。

予備費で35万2,000円を増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛

成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和5年度柳津町一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第49号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

29ページをお願いいたします。

専決第6号令和5年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ1,846万8,000円を追加し、それぞれ42億2,846万8,000円とするものでございます。

34ページをお願いいたします。

まず、歳入でございしますが、こちらは、令和5年度の新型コロナワクチン接種に係る国からの負担金と補助金の補正となっております。

まず、国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金で959万9,000円の増でございしますが、こちらにつきましては、コロナワクチンの接種に係る国庫負担金となっております。

次に、国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金については、886万9,000円の増という

ことで、こちらはワクチン接種に係る事務費に要する経費に対する補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

衛生費、保健衛生費、予防費、1,846万9,000円の増でございます。こちらにつきましては、全て新型コロナウイルスワクチン接種に係る分でございますが、当初予算の段階ではワクチン接種に係る分について不明瞭なところがありまして予算計上しておりませんでした。国の方針が5月から開始ということで決定しまして、ワクチン接種に要する経費について専決をさせていただいたものでございます。

次に、消防費、消防施設費、176万円の増につきましては、道の駅入り口付近に設置してあります消火栓の修繕費でございます。こちらのほうは、老朽化等によりまして冬期間の凍結などの理由により破損したものと考えられます。

次のページに行きまして、教育費、教育総務費、教育住宅管理費、75万4,000円の増であります。こちらは需用費となっております。長坂教員住宅の修繕費ということですが、西山小学校の校長先生が居住するに当たりまして、施設の内部、トイレや台所、浴室などの修繕が必要ということで専決をさせていただいたものでございます。

次に、教育費、小学校費、柳津小学校管理費、77万円の増であります。こちらは使用料及び賃借料ということになります。柳津小学校のキュービクルの動力変圧器の賃借料ということでございます。

予備費で328万5,000円を減額しているものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和5年度柳津町一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第50号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

46ページをお願いいたします。

専決第7号令和5年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ265万円を追加し、それぞれ42億3,111万8,000円とするものでございます。

51ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民政費国庫補助金で265万円の増でございます。こちらの補助金につきましては、食料等の物価高騰に直面し影響を受ける非課税の子育て世帯に対し特別給付金を支給し生活の支援を行う事業でございまして、令和5年5月までに申請不要で支給するよう通知があったということで、4月21日付で専決をさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

民生費、児童福祉費、児童措置費、265万円の増でございます。職員手当から委託料につきましては、給付金事業に係る事務費分でございます。負担金補助及び交付金として195万円でございますが、1人当たり5万円の39人分を見込んでいるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 6、議案第51号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 7、議案第52号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 8、議案第53号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 9、議案第54号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第10、議案第55号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第51号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費及び国県補助金等の確定等に伴う歳入歳出予算の補正であります。

次に、特別会計であります。

議案第52号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定で人事異動等に伴う人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。また、施設勘定で施設修繕、キビタン健康ネットの使用料に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第53号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動に伴う人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第54号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、居宅介護福祉用具購入費増に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第55号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、野老沢排水浄化センターの洗浄ポンプ修繕費等に係る歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）



それでは、議案第51号から議案第55号まで補足してご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、4月の人事異動に伴います人件費の補正が主な補正予算となっております。

それでは、議案第51号令和5年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ1,199万4,000円を追加し、それぞれ42億4,311万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金、26万1,000円の増でございます。こちらにつきましては、農地災害に係る受益者分担金ということで事業費の30%分でございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金で56万5,000円の増でございますが、こちらは、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業補助金と食文化ストーリー創出・発信事業補助金について内示がありまして増額で補正しているものでございます。

次に、県支出金、県補助金、総務費県補助金では、2万1,000円の減でございます。こちらは交付決定による減でございます。

農林水産業費県補助金で63万4,000円の増でございます。まず、農産振興事業補助金につきましては、内示額の減額ということで減額補正となっております。産地生産力強化総合対策事業補助金につきましては、事業費の3分の1補助ということで、今回、支出のほうでも増額で見込んでいるものでございます。

次に、財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、155万5,000円の増でございますが、こちらにつきましては、三島町の滝原ごみ処理場跡地が4町村の共有地になっておりますが、東北電力へ土砂置場として貸付けしている賃借料ということで、令和9年度分までの賃借料を歳入として見ているものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で900万円の増でございますが、今回の補正予算におきまして財源がどうしても足りないということで、財調の基金を取り崩すものでございます。

次のページから歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で135万6,000円の減でございますが、人事異動に伴う分です。

企画費、145万5,000円の減につきましては、給料、職員手当は人事異動に伴う分ござい

ますが委託料と工事請負費の分につきましては、W i - F i の増設工事分に係る経費でございますが、内容を精査したところ、W i - F i の設定業務のほうがメインということで、予算の組替えを行っております。

諸費、11万円の増でございますが、こちらは、四ツ谷地区のほうから防犯灯設置の要望があったということで、事業費の60%を見込んでいるものでございます。

次のページをお願いいたします。

総務費、徴税費、徴税総務費、176万1,000円の減につきましては、人事異動に伴う分です。

次に、総務費、統計調査費、統計調査費、108万円につきましても、人事異動に伴う分です。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で530万6,000円の増でございます。給料、職員手当については、人事異動に伴う分でございます。負担金補助及び交付金につきましては、まず、社会福祉施設等物価高騰対策事業につきましては高齢者施設の光熱費高騰に対する負担軽減のための補助金ということでございます。次のページの赤十字奉仕団補助金、10万円とありますが、今年度、35年記念事業ということで補助金を見込んでいるものでございます。繰出金39万6,000円の減につきましては、国保事業特会への繰出金となっております。

次に、老人福祉費、16万2,000円の増でございますが、こちらは後期高齢特会、介護保険特会への繰出金でございます。

次に、国民年金費、34万3,000円の減でございますが、人事異動に伴う分となっております。

次に、民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費、290万2,000円の減でございますが、給料、職員手当につきましては、人事異動に伴う分です。委託料と次のページの工事請負費の分につきましては、先ほど企画費のほうで申し上げたW i - F i の増設工事分と同様の内容で、W i - F i の設定業務がメインということで予算の組替えをしているものでございます。

次に、西山保育所運営費、266万3,000円の減につきましては、人事異動に伴う分です。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で28万2,000円の増でございますが、職員手当については職員の家賃の変更に伴う増、それから、繰出金27万6,000円の増につきましては、国保施設勘定特会への繰出金でございます。

環境衛生費、150万円の増でございますが、簡易水道未普及地区水道施設改修費補助金ということで、こちらは塩野地区を見込んでおりまして、事業費の75%であります。上限の150万円で見込んでいるものでございます。

次に、農林水産業費、農業費、農業総務費で66万円の増につきましては、工事請負費でございますが、安久津地内の階段の修繕工事の所要増分でございます。

農業振興費、132万4,000円の増であります。旅費につきましては、農産物トップセールスに係る経費ということで所要増を見込んでいるものでございます。負担金補助及び交付金で130万円の増であります。園芸作物・花き産地力向上支援事業補助金につきましては、カスミノウの種苗肥料に対する補助金分でございます。生産力強化総合対策事業補助金110万円の増につきましては、花き振興協議会のほうでトラクター1台を購入したいということで、事業費の2分の1を見込んでおります。

農地費、31万2,000円の減でございますが、こちらは人事異動に伴う分でございます。

次のページに行きまして、農村総合整備費、115万3,000円の増につきましては、農集排特会への繰出金となっております。

次に、農林水産業費、林業費、林道費で83万9,000円の増につきましては、人事異動に係る分です。

次の商工費、商工費、観光費で116万9,000円の減につきましても、人事異動に伴う減となっております。裏のページに行きまして、負担金補助及び交付金で29万5,000円の増であります。西山温泉まつり実行委員会から要望がございまして、今年度については西山温泉まつりを実施したいということで補助金を増額補正しております。

次に、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で351万2,000円の増につきましては、人事異動に伴う分です。

次に、土木費、住宅費、公営住宅費、3万円の増につきましては、職員の家賃の改定に伴う増でございます。

次に、消防費、消防費、消防施設費で316万8,000円の増でございますが、こちらは石神地内の消火栓の修繕費でございますが、老朽化によりましてねじの部分が腐食し、点検している際に消火栓のほうから漏水があったということで修繕を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

教育費、教育総務費、事務局費で105万7,000円の減につきましては、人事異動に伴う分です。

次に、教育費、社会教育費、社会教育総務費、1万6,000円の増であります。こちらは会計年度任用職員の決定に伴う所要増となっております。

次に、文化財管理費で167万7,000円の増であります。こちらは、歳入のほうでも申し上

げましたが、食文化ストーリー創出・発信モデル事業及び地域の特色ある埋蔵文化財活用事業に係る補助金内示額の増に伴いまして、事業費の増額及び予算の組替えを行っております。この中の需用費82万円、修繕費でございますが、こちらは縄文館の照明が切れて暗いということでその修繕費用となっております。

次のページをお願いいたします。

教育費、保健体育費、保健体育総務費で4万4,000円の増であります。委託料の部分であります。飯谷山登山道におきまして大雪の影響と見られる倒木が多かったということで、その整備に係る経費でございます。

次に、運動公園管理費、24万2,000円の増につきましては、修繕費ということですが、B&Gテニスコート付近で水道管の漏水があったということで、その修繕に係る経費でございます。

次に、災害復旧費、町単独災害復旧費、農地等災害復旧費、87万3,000円の増ですが、藤地区のほうで水路にのり面からの土砂が入ってしまったということで、土留め等の修繕に係る経費となっております。

予備費で13万2,000円を減額しております。

21ページをお願いいたします。

議案第52号令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条では、まず、事業勘定では歳入歳出それぞれ33万9,000円を減額し、それぞれ4億9,296万1,000円とするものでございます。また、施設勘定では、歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加し、それぞれ6,243万3,000円とするものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳入であります。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で5万7,000円の増でございますが、こちらは特別交付金の増ということで、診療所施設会計のほうに繰り出す分でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で39万6,000円の減でございますが、人件費等繰入金の減でございます。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で39万6,000円の減につきましては、人事異動に係る分です。

諸支出金、繰出金、繰出金で5万7,000円の増につきましては、診療所特会への繰出金の

部分でございます。

36ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入となります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で27万6,000円の増につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

特別会計繰入金で5万7,000円の増であります。こちらにつきましては、国保事業勘定からの繰入金ということでございます。

次のページに行きまして、歳出でございます。

総務費、施設管理費、一般管理費で33万3,000円の増であります。まず、共済費につきましては、職員の共済組合負担金の所要増であります。需用費につきましては、診療所の女性用トイレの排水口の修繕が必要ということで、その経費でございます。使用料及び賃借料5万7,000円の増であります。こちらはキビタン健康ネット加入によるネットワーク使用料となっております。

40ページをお願いいたします。

議案第53号令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、それぞれ5,474万4,000円とするものでございます。

45ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で14万4,000円の増であります。人事異動に伴う事務費繰入金の増でございます。

次のページをお願いします。

歳出、総務費、総務管理費、一般管理費で14万4,000円の増であります。人事異動による増額となっております。

50ページをお願いいたします。

議案第54号令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、それぞれ5億8,831万9,000円とするものでございます。

55ページをお願いいたします。

歳入であります。こちらにつきましては、全て介護給付費の増に伴い、それぞれ増額とな

っております。

まず、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金では2万9,000円の増。

次に、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金では1万4,000円の増。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で4万円の増。

県支出金、県負担金、介護給付費負担金で1万8,000円の増。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で1万8,000円の増ということでございます。

次のページをお願いします。

歳出になります。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護福祉用具購入費で14万4,000円の増ということで、居宅介護福祉用具の購入費に係る見込み増ということであります。

予備費で2万5,000円を減額しているものでございます。

57ページをお願いいたします。

議案第55号令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ115万3,000円を追加し、それぞれ9,465万3,000円とするものでございます。

62ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で115万3,000円の増であります。一般会計からの繰入れでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で115万3,000円の増であります。まず、職員手当については職員の居住の変更に伴う増であります。共済費につきましては、共済組合負担金の所要増ということであります。需用費97万9,000円の増につきましては、野老沢地区排水浄化センターのポンプ修繕に係る経費となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

5番、岩淵清幸君。

○5番

1点だけ確認というか、お聞きしたいことがありまして。13ページ、消防費の消防施設費、これは石神の消火栓の破損ということで、実は4年度の補正もありましたが、道の駅のものも破損したと。経年劣化というようなことでやむを得ない部分はあると思うんですが、消火栓は主に耐用年数とか何か、そういったものは設定されているのかどうか。あと、例えば、古い物から順次、計画的に取り替える必要があるのかどうか。その辺について見解を伺いたいと思っています。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えします。

手元に資料がないので年数は分かりませんが、耐用年数については、あるかと思えます。

修繕につきましては、計画的に今年度も実施する予定ではございますが、今回、石神地内の修繕につきましては、地上からすぐ消火栓が出ていたような物でありましたが、雪も多い地域でありますので、今度、少し高めに消火栓を設置するという内容もありますし、仕切弁がなかったということで、そちらについても今回、整備したいということで、少し高めの補正となっております。

以上であります。（「分かりました」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

6番、松村 亮君。

○6番

私は、9ページの負担金補助及び交付金、社会福祉施設等物価高騰対策事業について、これまでの聞き漏らしや記憶違いがあれば大変恐縮なんですけれども、高齢者施設の光熱費の負担軽減ということでご説明があったと思いますけれども、具体的な施設名を聞いていいのか分からないんですが、それと本事業をやるプロセス、施設側からそういった要望が上がって町として対応しなければいけないというようになったのかという、過程を伺いたいたんですが。

○議長

町民課長。

○町民課長

お答えいたします。

まず、プロセスというところで、こちらにつきましては、最近の物価高騰ということで福祉施設に関しまして各所からいろいろな要望などもありまして、町のほうにも要望が来ておりました。こちらにつきましては、全国的な部分になりますので、大本は福島県のほうで、まず、事業費の2分の1を補助しております。残りの2分の1の部分の2分の1ということで、県の補助事業の算出した金額に対する残りの補助ということで、施設側の自己負担ということになりますと、増額された経費の中の4分の1を施設側で負担ということになってございます。昨年度につきましては、令和4年4月から8月分までということで、今回、県のほうで9月から12月ということで要綱を設定しましたので、それに準じて町も同様に行っていく、そういった内容になっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第51号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第52号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。



よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第53号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第54号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第55号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第11、議案第56号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。(午前10時58分)

○議長

議事を再開します。（午前10時59分）



○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第56号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由を説明いたします。

本案は、二瓶俊一氏が令和5年6月30日をもって任期満了となることにより提案するものであります。

ただいまお手元にお配りしました、

住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津字檀ノ下甲320番地9、氏名、二瓶俊一、生年月日、昭和31年11月20日生まれの選任につき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

お諮りいたします。

議案第56号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。



○議長

日程第12、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第2号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和4年12月21日、柳津町大字柳津字下平地内において発生した交通事故につ

いて、3月13日に相手方と和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告する  
ものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第2号専決処分の報告について補足してご説明申し上げます。

59ページをお願いいたします。

専決第3号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し和解しまし  
たので、報告いたします。

損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県河沼郡柳津町大字藤字中居平3180番地

氏名 坂上孝輔

事故の概要でございますが、

令和4年12月21日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地の柳津町役場駐車場に  
おいて、敷地内の木の枝に積もった雪が駐車していた相手方所有の車両に落下し損害が発生  
したものでございます。

町の損害賠償額としましては、31万6,711円であります。

和解の内容であります。町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務  
関係がないことを確認するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第13、報告第3号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、福島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について、令和5年4月1日付専決処分したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第3号専決処分の報告について補足してご説明申し上げます。

61ページをお願いいたします。

専決第8号福島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約であります。

この規約の一部改正につきましては、福島県市町村総合事務組合に加入している田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、福島県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき長の専決事項に委任されているため、令和5年4月1日付で専決処分したものでございます。

改正の内容でございますが、現在の規約につきましては縦書きとなっておりますが、それを横書きに改めるものでございます。そのため、漢数字については、固有名詞の全部若しくは一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に改め、号をあらわす漢数字は、アラビア数字で括弧で囲んだものに改めるとともに、第3条中の「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、別表の構成は、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とするものであります。

次に、規約の別表中にあります「、田村広域行政組合」を解散に伴い削るものでございます。

なお、附則としまして、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同規約は令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第14、報告第4号「令和4年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第4号「令和4年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」説明をいたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第4号令和4年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について補足してご説明申し上げます。

63ページをお願いいたします。

令和4年度柳津町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

64ページの合計の欄をご覧ください。

3月議会定例会で繰越明許費として議決をいただいた12件、1億5,722万9,000円でありましたが、翌年度繰越額につきましては、738万7,000円少ない1億4,984万2,000円となっております。これにつきましては、前のページの一番下段の10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費で四ツ谷地内の土砂災害に係る分でありましたが、4,017万円から3,278万3,000円と、マイナス738万7,000円となっております、令和4年度に委託料の支出があったものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第57号「工事請負契約の締結について」、追加日程第2、議員提出議案第2号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」を追加し、議題にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第1、議案第57号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第57号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、四ツ谷地区の土砂災害に伴う道路災害復旧工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第57号について補足説明をさせていただきます。

本工事は、町道五疊敷大成沢線で令和4年3月、四ツ谷地内におきまして融雪の影響で発生した土砂災害箇所の復旧工事で、本工事をもって早急に整備し、通勤等、交通の安全性を確保するものでございます。

工事請負契約の締結について。

道路災害復旧工事につきましては、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

1、契約の対象 道路災害復旧工事

2、契約金額 2億1,560万円

3、契約の相手方 福島県河沼郡柳津町大字五疊敷字村ノ上422番地

有限会社 西村土建 代表取締役 猪股勝

4、契約の方法 指名競争入札です。

以上で議案第57号の補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番

かなり多額な工事請負契約になると思いますが、全くこの詳細が見えないんですよ、この説明だけでは、2億円を超える工事ですから。例えば、土砂の搬出が主な工事であるということであるならば、1万9,800、まあ2万立方ぐらい、計算すると、例えば4トンだと5,000台ぐらいになるんでしょう。あそこの道路、5,000台を毎日何往復ぐらいして、交通の迷惑をかけながら工事を進めるのか。そういったところもまだ見えてきませんし、あとは、もっ

とも、その、今、議会でずっとやってきていますと、こういった内容の入札の内容については、全く議会のほうには報告していないんですよ、このところずっと。やはり参加者が何者あって、どのぐらいの額があってということは、やはりこれは議会に報告すべきと、このように思っておりますので、指名競争入札の参加業者、それから、工事の内容、これらについてもう少し具体的に説明を求めます。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

まず、業者なんですけれども、入札参加の指名を受けましたのは7者でございます。こちらにつきまして、今後の工事の内容の公表ということで総務課のほうから発信されますので、何とぞご了承ください。

工事の内容になりますけれども、伊藤議員がおっしゃるとおりの数量に近いんですが、土砂の量につきましては約2万立米、こちらにつきましては約でも1万9,800立米になります。こちらの現場のほうの工事としては、大きくは残土の処理ということで崩落しました土砂の撤去、そして、安全な勾配ということで自然面を生かした土砂の山面の勾配をつけて、あとは、かなり高くなるものですから、そこには段をつけて、なだらかに下ろしてくるというような大きい工事になります。

以上でございます。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

不足しているのは、坂下町まで往復するわけでしょう。あそこは10トン車、入りませんよね。2トンか4トンになるはずなんだ。その辺についてもう1回、お聞きします。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

工事、残土の処理の経路になりますけれども、そちらのほうについては、高森経由で大規



模林道を利用したいと考えております。そちらのほうから坂下地内ということで、設計上も距離でお示しさせていただいておりますけれども、両沼地内のほうに残土が運び込まれるというような形で発注をしております。

以上です。（「車の大きさ」の声あり）

○議長

いいですか。

○7番

いやいや。だから、10トンが入るのかと。

○議長

建設課長。

○建設課長

10トン車両で運搬をする計画でおります。

以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第57号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第2、議員提出議案第2号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出については、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありましたので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和5年第2回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでございました。(午前11時19分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 鈴木吉信

同 議員 田崎信二

同 議員 磯目泰彦